

令和8年度

仙台市太白区



まちづくり活動助成事業

募集要項



区民のみなさんが自主的・自発的に取り組む
“まちづくり活動”に助成金を交付します！（上限50万円）
新たな取り組みや活動のステップアップにご活用ください！

募集期間 令和8年1月9日(金)～2月6日(金) ※土・日・祝日を除く
(受付時間) 午前8時30分～午後5時00分

申込方法 ①～⑥を下記窓口までご提出ください。

- ① 申込書(様式1)
- ② 事業計画書(様式2)
- ③ 収支予算書(様式3)
- ④ 会員名簿(会員の住所、通勤・通学先掲載のもの)
- ⑤ 役員名簿
- ⑥ 団体の規約や会則、その他団体についてわかる資料

※①～③の様式は太白区のホームページからダウンロードできます。

※提出書類は返却いたしませんので、ご了承ください。

※ご不明な点がございましたら、お気軽にお問い合わせください。

お申し込み・お問い合わせ

〒982-8601 仙台市太白区長町南三丁目 1-15

太白区まちづくり推進課地域活動係

電話247-1111(内線6138)

1 応募資格

助成金の交付対象となる団体（個人不可）は、次の要件をすべて満たしている団体で、1 団体につき 1 件の応募とします。

- (1) 太白区内に活動拠点があり、構成員の概ね半数以上が太白区内に住所を有しているか、通勤・通学していること
- (2) 政治活動や宗教活動または営利を目的としていないこと
- (3) 法人の場合、法人の市民税及び事業所税に関する申告を行い、本市の市税を滞納していないこと
- (4) 暴力団等と関係を有していないこと
- (5) 応募する活動の企画・運営並びに事業完了後の実績報告まで責任を持って履行できること
- (6) 助成金振込先口座を有していること（原則は団体名義口座）

2 助成の対象となる事業

区民自らの創意工夫により、令和 8 年度中（令和 8 年 4 月～令和 9 年 3 月末）に自主的・自発的に取り組む「まちづくり活動」で、次のいずれかに該当する事業が対象となります。

- (1) 地域の課題解決を図る事業
- (2) 地域の自治力の向上を図る事業
- (3) 地域や区の特徴を生かし、その魅力を高める事業

次のいずれかに該当する場合は、助成対象になりません。

- (1) 仙台市の他の助成制度または仙台市の関係団体が実施する助成制度の補助を受けている事業
- (2) 町内会等が行う祭りや運動会等で新規性のない事業
- (3) 特定の政治活動や宗教活動または営利を目的とした事業
- (4) 事業費をこの助成金のみで賄おうとする事業（自己資金 10%以上が必要）
- (5) 既に 3 回、この助成金を受けたことがある事業

3 助成金額と助成対象外経費

1 事業あたり 50 万円を限度とし、予算の範囲内で応募事業の実施に必要な事業費の一部を助成します（年度ごとに助成事業を決定し、1 事業につき最大 3 回まで助成を受けることができます）。

また、事業内容の評価の結果、不採択または助成申込額から減額となる場合があります。

次の経費は助成の対象になりません。

- (1) 事務所等の維持経費（事務所等の賃借料、コピー機のリース料、電話代、光熱水費など）
- (2) 視察又は研修会等への参加に要する経費（旅費、宿泊費、受講料、土産代など）
- (3) 団体の構成員に対する人件費、謝礼、食料費
- (4) 備品の購入費（机、いす、パソコン等事務所用備品のほか、購入価格が 2 万円以上の物品）
- (5) その他助成することが適当でないと判断される経費

4 事業計画説明会（応募団体によるプレゼンテーション）

応募した団体には、下記の日程（予定）で開催する事業計画説明会において、事業計画のプレゼンテーションを行っていただき、「太白区区民協働まちづくり事業評価委員会」のヒアリングを受けていただきます。

日時 令和8年3月8日（日）9時30分から
会場 太白区役所4階 第2会議室

- ※ 事業計画説明会には必ず出席してください。詳細は別途応募者あてにお知らせします。
- ※ 事業計画説明会は公開で開催し、申込書・添付書類等（個人情報等は除く）の写しを資料として来場者に配布します。議事録等は仙台市ホームページや市政情報センターで公開します。

5 選考方法と評価基準

助成対象事業と助成金額は「太白区区民協働まちづくり事業評価委員会」のヒアリングを経て決定します。選考にあたっての評価基準は次のとおりです。

- (1) 団体の適格性 (2) 事業の目的 (3) 事業の内容（実現可能性や具体性、斬新性・独創性など）
(4) 実施体制 (5) 効果・影響力 (6) 将来性・発展性

※ 選考結果は太白区のホームページで公開します。

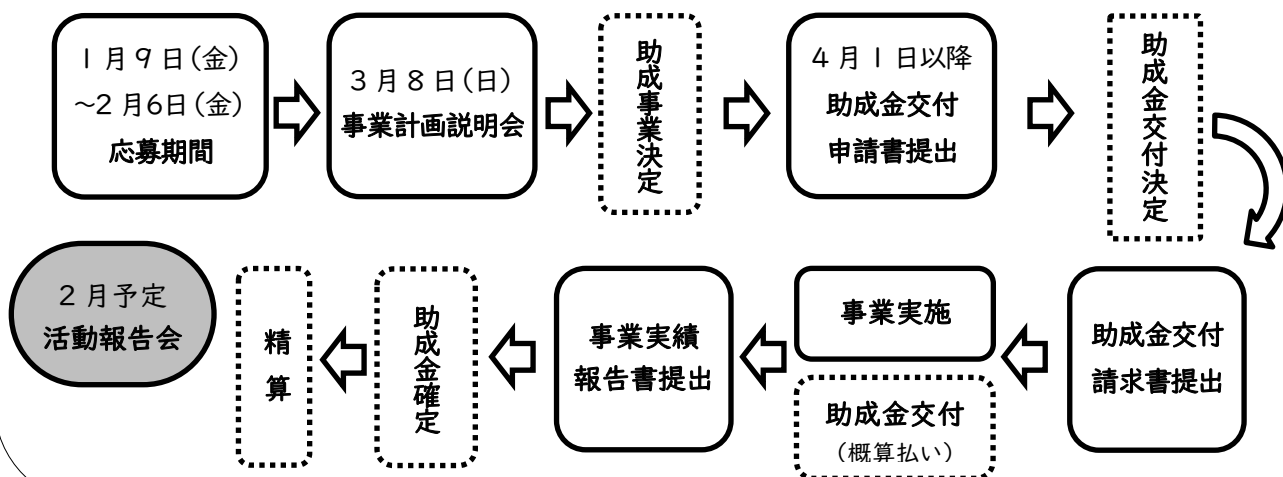
6 助成対象事業に決定したら

令和7年3月中に助成対象事業を決定し、令和8年4月1日に令和8年度予算が発効したのち、速やかに助成金交付手続きを行うものとします。なお、手続きの流れについては、下の図をご参照ください。

7 活動報告

助成事業完了後は、事業の実績報告書を提出していただきます。また、令和8年度末（令和9年1月～2月頃）に開催予定の事業報告会等で活動の成果をプレゼンテーションしていただきます。

応募から決定、報告までの一例（は事業実施団体が行う手続き、は太白区が行う手続き）



8 その他

- (1) 助成の対象となった事業で冊子・チラシ等各種印刷物を作成するときは、作成物に「太白区まちづくり活動助成事業」により作成している旨を明記してください。
- (2) 事業内容の変更または中止しようとするときは、事前にその旨を太白区役所に届け出てください。
- (3) 助成金は概算払いで交付します。その場合、事業終了後、報告書をもとに金額を確定・精算することになります。報告内容によっては助成金をお戻しいたいただく場合があります。
- (4) 助成対象事業の収支について、通帳・帳簿で管理し、領収書等の証拠書類は適正に保管してください。また、これらの書類は、事業終了の翌年度から5年間保存していただきます。

※ 申込書のダウンロードや作成に関する説明資料、評価の基準等については、太白区のホームページをご覧ください

<https://www.city.sendai.jp/taihaku-katsudo/taihakuku/machizukuri/machizukuri/r7machikatsujyosei.htm>

♪ 太白区まちづくり推進課ほか、下記でも申し込みにあたって事前のご相談をお受けします ♪

《仙台市市民活動サポートセンター》

仙台市青葉区一番町四丁目 1-3 TEL 022-212-3010 FAX 022-268-4042

開館時間：9:00～22:00(月～土) 9:00～18:00(日・祝)

休館日：毎月第2・第4水曜日・年末年始

《参考》 令和7年度 太白区まちづくり活動助成対象事業

事業名	実施団体	事業内容
“あすとのあそびば” からつながる地域の輪	むすびてらす	長町地域で、自由に無料で遊べるプレーパークや託児付きのワークショップ等を開催しています。地域のあそびばを提供することで、外遊びを身近に感じてもらうほか、親同士の交流を通して子育て中の孤立の防止に努めます。
「さくらカフェ」による 地域活性化事業	桜会	緑ヶ丘地域で暮らす高齢者を対象に、定期的集いの場を設けて、フレイル予防に関するプログラムを実施しています。参加者が受け身ではなく主役になる場や、地域の福祉施設との交流等をプログラムに取り入れ、高齢者の閉じこもりを 방지、生きがいのある暮らしを支援しています。
たっここ市 -蛸薬師を舞台とした 地域交流の活性化事業-	一般社団法人 ながまちマチキチ	蛸薬師の境内にてフリーマーケットや昔遊びなどを組み合わせたイベントを実施することで、地域の子供から高齢者まで誰でも気軽に集い、交流できる街のオープンスペース作りを行っています。地域に根付くため継続的に開催し、地域コミュニティの醸成に繋げる事業を実施しています。
壁画(絵画) & 地域活性化プロジェクト	中田西部町内会 連合会	令和6年度は地域の小中学生とともに、南仙台駅エリアの「未来」をテーマにキャンバスを用いて壁画(絵画)を作成しました。令和7年度は「過去」をテーマに壁画(絵画)を作成し、事業を通じて、南仙台駅周辺の「過去・現在・未来」を若い世代へ伝承し、町の魅力の発見や東西間の交流の活性化に繋がります。
ございん八木山 プロジェクトによる 地域課題解決・活性化事業	一般社団法人 ございん八木山	後期高齢化率の高い八木山地区において、東北工業大学と連携し、無償譲渡を受けた一軒家を活用して、スマホ教室、手わざ講習会を行い、福祉課題や生活課題を解決し、居場所機能の充実を図ります。

令和7年度まちづくり活動助成事業の活動報告会を開催します!

令和7年度のまちづくり活動助成団体による事業報告や団体同士の意見交換や情報交換を行います。
まちづくり活動に興味のある団体や今後まちづくり活動助成事業への申請を検討されている団体の皆さまもご見学いただけますので、希望される方は表紙の問い合わせ先へご連絡ください。

- 日時 令和8年2月1日(日) 9時15分から(予定)
- 会場 太白区役所4階 第2会議室



詳しくは、市民センター等で配布する活動報告会参加募集チラシ及び仙台市ホームページをご確認ください。